

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町行政財産使用料徴収条例第 3 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町行政財産使用料徴収条例第 3 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町行政財産使用料徴収条例 （使用料の減免） 第 3 条 町長は、第 1 条の規定により行政財産の使用が、公用若しくは公共用又は公益の目的によるときその他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	14 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日